

XVI. 臨床倫理コンサルテーションチーム

臨床倫理コンサルテーションは、何が患者さんにとっての最善かについて、関係者間で意見が対立している、判断に迷いがあるなど、職員が直面した臨床倫理上の課題について相談を受け、可能な限り早急に多職種チームとして検討のうえ助言や推奨を伝達する仕組みである。臨床倫理コンサルテーションチームは、医療の現場で生じる戸惑いや迷い、ジレンマ等の話し合うカンファレンスの場で活動している。

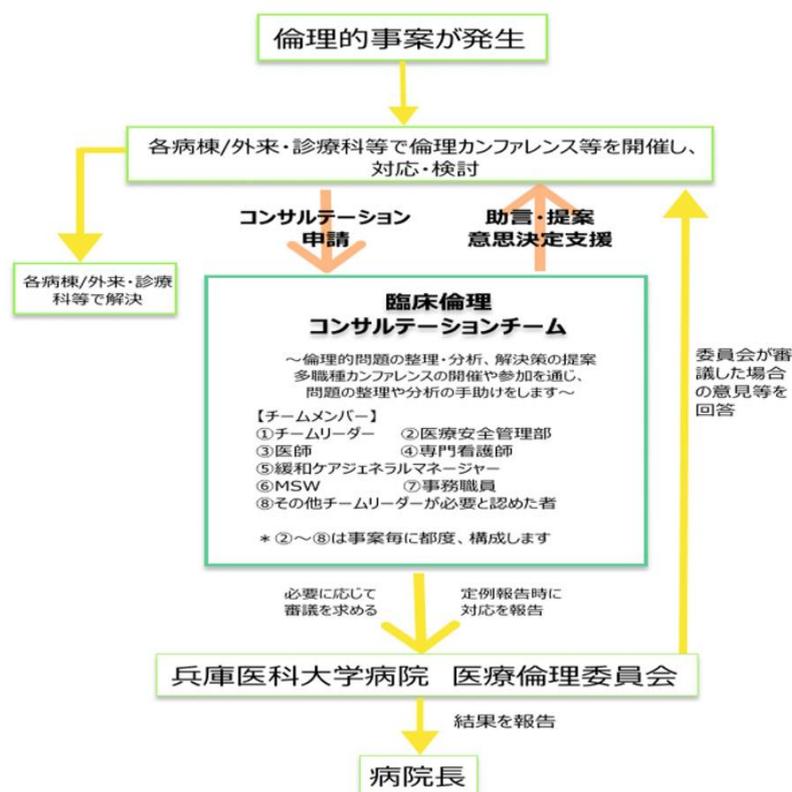
XVI-1 活動内容

臨床倫理コンサルテーションチームの2021年発足後、7件の臨床倫理コンサルテーションを受けた。2022年度は3件の多職種倫理カンファレンスを実施した。「医療不振・主治医への怒りがある家族への対応」、「遺伝性代謝疾患をもつ患者の腎移植の適応」、「インフォームド・コンセントの手続きに関するプロセス」に関して、臨床倫理カンファレンスを実施した。CNS（専門看護師）会による倫理コンサルテーションは、2022年度38件（2021年度は67件）であった。

XVI-2 コンサルテーション内容

- ・ 患者さんの意向と医療・ケア従事者の意向が対立する場合
- ・ 患者さんが意思決定できない・できるかどうか疑わしい場合
- ・ 医療・ケアチームのメンバー間で意見が対立する場合
- ・ 患者さんと医療スタッフの合意内容が社会的通念や法律と抵触する懸念がある場合

XVI-3 手続きの流れ



- ①各病棟/外来・診療科等で検討の結果、倫理的判断が困難な事例の場合、申請フォームから相談する。
- ②臨床倫理コンサルテーションチームで協議する。必要に応じて医療倫理委員会に審議を求める。
- ③協議結果を通知書として申請者に連絡する。
※医療倫理委員会に審議を求めた場合は、医療倫理委員会より回答する。
※コンサルテーション依頼の内容は、医療倫理委員会、病院長に報告する。